

## 申請書の記入要領

1. 「申請者の業種」については、下記の業種を参考に具体的に記入して下さい。

- ・ 製造業(自動車部品製造、精密機械部品製造、食品製造)など
  - ・ 建設業(工務店、鳶工事、土木工事)など
  - ・ 情報通信業(新聞店、携帯電話)など
  - ・ 保険業(自動車保険、火災保険)など
  - ・ 運輸業(バス会社、タクシー会社、鉄道会社、運搬配達会社)など
  - ・ 電気・ガス・水道業(〇〇電力、〇〇ガス設備、〇〇水道設備)など
  - ・ 卸売・小売業(食品販売、衣類販売、雑貨販売、コンビニストア)など
  - ・ 金融業(〇〇銀行、金融会社)など
  - ・ 造園業 (〇〇造園)など
  - ・ 飲食店、宿泊業(居酒屋、レストラン、食堂、ホテル)など
  - ・ 不動産業(〇〇不動産、アパート、マンション)など
  - ・ 医療・福祉(歯科医院、眼科医院、整骨医院、病院、介護施設)など
  - ・ サービス業(美容院、美容院、パチンコ店、清掃業、クリーニング店)など
  - ・ 官公庁(小学校、中学校、高校、市役所、警察、消防署)など
- ※ 分類不能の業種については、具体的に記入して下さい。  
会計事務所・警備会社、税理士事務所・弁護士事務所

2. 「搬入する廃棄物の種類」については該当するごみ種すべてを申請書に記入してください。

注) 事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物)は搬入できません。

- ・ 可燃ごみ ……紙くず、厨芥くず、弁当くず、草、等(長さ2m以下)  
(※ 医療関係機関からの発生廃棄物については、非感染性一般廃棄物に限ります。)
- ・ 不燃ごみ ……缶、ビン、等(職員、従業員が飲食したものに限る。)  
(※ 事業所から排出される金属、ガラス、陶器くずは産業廃棄物となり、搬入不可です。)

3. 「搬入量及び搬入回数」欄

- ・ 搬入量並びに搬入回数を把握している場合はその数量を記入して下さい。  
(数値が把握できない場合は、概算で記入して下さい。)
- ・ 又、前年度に実績がある場合は、前年度に基づいた数値を記入して下さい。

ものを大切に！！  
ごみは、減らせます。

